

メリット制の改正

建設事業	現行		改正後	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
大規模な建設工事 (単独有期事業)	建設工事の確定保険料が100万円以上 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%	建設工事の確定保険料が <u>40万円以上</u> 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%
中小規模の工事をまとめて 一つの事業としている場合 (一括有期事業)	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>

立木伐採事業	現行		改正後	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
大規模な事業 (単独有期事業)	立木伐採事業の確定保険料が100万円以上 又は 素材生産量が1,000立方メートル以上	±35%	立木伐採事業の確定保険料が <u>40万円以上</u> 又は素材生産量が1,000立方メートル以上	±35%
中小規模の事業をまとめて 一つの事業としている場合 (一括有期事業)	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±35%	年間の確定保険料が合計100万円以上	±35%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>